



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 今後の長時間労働について

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 税務 非常用食料品の取扱い

NEWS1. 今後の長時間労働対策について

厚生労働省は、12月に「今後の長時間労働対策」を発表しました。平成27年1月からの取組について、過重労働等撲滅チームは以下の3点を進めることとなりました。重点指導が強化されます。

1. 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

- ①時間外労働時間数が1か月100時間を超えていると考えられる事業場
 - ②長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象とした労働基準監督官による監督指導の徹底
- ⇒監督の結果、違反・問題等が認められた事業場にたいしては、是正勧告書等を交付し指導
⇒法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応(送検した場合には企業名等を公表)

2. インターネットによる情報監視

- 本省がインターネット上の求人情報等を監視収集し、その情報を労働基準監督署による監督指導等に活用(平成27年度からの本格実施に向けて、平成27年1月から試行的に実施)

3. メンタルヘルス対策の強化

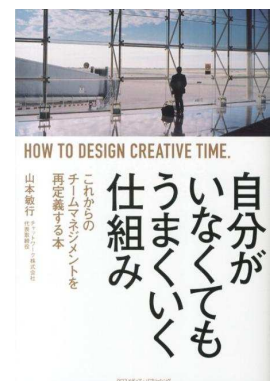
- メンタルヘルスの一層の向上を目指し、都道府県労働局において以下の取組を実施
- ①ストレスチェック制度の周知(改正労働安全衛生法により平成27年12月から実施)
- ②ストレスチェック及び面接指導等を行う医師、保健師等に対する研修(平成27年度からの実施に向けて平成27年1月から準備)

NEWS2. (書籍の紹介)

自分がいなくてもうまくいく仕組み これからのチームマネジメントを再構築する仕組み
山本 敏行著

第1章 自分のコピーを作る(自分のコピーとは?/自分やスタッフのタスクをリストアップするほか)/第2章 理念・ビジョンを共有する(チームのベクトルを揃える)/第3章 スタッフとの心の距離を縮める(環境を整える/しないことを決めるほか)/第4章 メールの時代は終わりました(コミュニケーションを効率化する/コミュニケーションレベルを考えるほか)/第5章 自分を高める(何を言ったかより誰が言ったか/自分理念を作るほか)

理念・ビジョンが曖昧ではスタッフはどこを向いて仕事をすればいいのかわかりません。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

当社では災害時に備え、非常用食料品を購入し備蓄しております。長期間保存可能なものですが、購入時に費用処理をしています。税務上差し支えありませんか。

Answer

非常用食料品等の備蓄は購入時に事業供用があったものとして、その時の費用として計上できます。



【解説】

地震などの自然災害などに備え、事業所内に防災用品などを備蓄する事業所も増えています。これらの備蓄品は**購入時に全額損金算入**することができます。

毛布等の用具類についても同様に、災害に備えて備蓄しておくこと自体が事業の用に供していることであるので、各資産が10万円を超えなければ損金算入が可能となり、超える場合は減価償却により損金算入されます。

《参考》

国税庁では非常用食料品の取扱いについて、次のような理由を開示しております。

- 1 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること
- 2 その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産（法人税法施行令第13条）又は繰延資産（法人税法施行令第14条）に含まれないこと。
- 3 仮に、当該食品が法人税法施行令第10条第6号（棚卸資産の範囲）に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。
- 4 類似物品として、消火器の中味（粉末又は消火液）は取替え時の損金として取り扱っていること。

根拠条文等

法人税法施行令第10条第6号、第13条、第14条第1項第6号

法人税基本通達2-2-15

国税庁 質疑応答事例

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850